

# 排水設備工事施行基準

2 0 1 1

( 2014.6 改正版 )

鹿 児 島 市 水 道 局

(1) グリース阻集器

営業用調理場等からの汚水中に含まれる油脂類を阻集器の中で分離して除去し、排水管に流入させない目的がある。

ア 設置位置は原則として、屋内とする。やむを得ず屋外に設置する場合は雨水及び土砂の入らない構造とする。

イ 阻集器の選定時の主な要因となる阻集グリースの清掃周期及びたい積残さの清掃周期は、事前に使用者と打合せを行い決定しなければならない。

ウ グリース阻集器の容量算定は、(資料4)による。

エ グリース阻集器の標準図は、(図3-23)のとおりである。

オ グリース阻集器への後付けによるばっ気装置(菌又はオゾンなどを利用して油脂を分解するばっ気装置)の追加設置については禁止する。

維持管理

グリース阻集器は適切な維持管理をおこたると、その機能が著しく低下し、排水管等に影響を及ぼすことになる。そのため、使用者は定期的にバスケットの清掃及びたい積物の清掃を行わなければならない。

定期的な清掃(例)

バスケットの清掃は毎日1回
グリース(油)の清掃は週1回程度
ゴミ・残さの清掃は1ヶ月に1回
トラップ内部の清掃2~3ヶ月に1回

